



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

株式会社ドリームインキュベータ
代表者名 代表取締役会長 堀 紘一
(コード番号 4310 東証第一部)
問合せ先 執行役員 原田 哲郎
(TEL 03-5532-3200)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、変更箇所は下線で示しております。

記

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役は実効性のある内部統制システムと法令遵守体制を整備し、適正に企業を統治する。
 - ② 情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実施し、透明性のある経営を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 代表取締役は文書管理規程を定め、次の文書(電磁的記録を含む)について関連資料とともに 10 年間保存し、管理するものとする。
 - ・ 株主総会議事録
 - ・ 取締役会議事録
 - ・ 経営会議議事録
 - ・ 計算書類
 - ・ 稟議書
 - ・ その他取締役会が決定する書類
 - ② 代表取締役は、前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法等を文書管理規程で定めるとともに、取締役、従業員に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うように指導する。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社および子会社の代表取締役は、次のリスクについて、継続的にモニタリングを行い、リスクが顕在化した場合には速やかに対応できるよう、規程ならびに対応体制を整備する。
 - ・ プロジェクトリスク
 - ・ 投資・与信リスク
 - ・ 情報リスク
 - ・ 各事業特有のリスク

- ② 特に、投融資先数の増加に伴う投資・与信リスクの高まりに対しては、ポートフォリオ管理体制を強化し、リスク管理の徹底を図る。
 - ③ 当社および子会社の代表取締役は、取締役、従業員に対して、業務執行において適切にリスクを管理するように指導する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 代表取締役会長が取締役会の議長を務め、経営上の重要事項について迅速な意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う。代表取締役社長は経営会議の議長を務め、適切・効率的な業務執行を推進する。
 - ② 経営意思決定の迅速化と責任の明確化を図るという観点から、執行役員制度を継続・拡充する。
 - ③ 取締役会における経営・監督を補佐する機能として、取締役会担当を設置し、取締役職務の効率的な運営を補佐する。
5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 全社の組織が小規模であることを鑑み、代表取締役はコンプライアンスや当社を取り巻くリスクとその管理について、全員参加ミーティングにて、全社員への徹底を図る。
 - ② 監査役による日々の監査に加え、内部監査担当による内部監査を実施し、定期的に事業活動の適法性、適正性の検証を行う。
6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 該当する子会社が設立される場合には、代表取締役は所要の統制体制を整備するものとする。
 - ② 当社は、子会社の取締役に対し、子会社の業務執行に係る重要事項等について、「関係会社管理規程」の定めに従い、定期的に当社へ報告又は事前承認を得ることを求めるものとする。
 - ③ 子会社において、「関係会社管理規程」に定める当社への事前協議や承認が必要な事項が発生した場合、当社は、協議及び決裁を通じて、子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する。
 - ④ 当社は、子会社に対して、監査役の派遣及び内部監査を実施し、適宜子会社の業務執行を監視するものとする。
 - ⑤ 各子会社の監査役と当社の内部監査部門及び監査役が緊密に連携し、グループにおける監査役監査および内部監査の有効性及び効率性を高めるものとする。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、代表取締役は監査役が求める必要な要員数の補助の使用人を、速やかに設置するものとする。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を設置する場合には、当該使用人は監査役の直属の指揮命令下に配置し、取締役ならびに業務執行者からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性を担保するものとする。

9. 当社の取締役および使用人並びに子会社の取締役、監査役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 代表取締役は、取締役会ならびに経営会議の参加者に常勤監査役を加え、重要な経営情報を連携するものとする。
 - ② 当社の取締役および使用人並びに子会社の取締役、監査役および使用人が、法令・定款に反する事実や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査役または監査役会に報告するものとする。
 - ③ 当社の取締役および使用人並びに子会社の取締役、監査役および使用人が、監査役へ報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備するものとする。
10. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- ① 代表取締役は、取締役および使用人の会議予定を監査役が予め関知し、必要に応じていつでも参加・監視できるよう、会議スケジュールおよびその出席予定者、会議目的を電子媒体にて常勤監査役に常時公開するものとする。
 - ② その他、監査役会より資料請求等の要請があった場合には、代表取締役は速やかに対応するものとする。
 - ③ 監査役職務の執行のために生ずる費用は、必要でないと思われる場合を除き、当社が負担するものとする。
11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- ① 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たない。
 - ② 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的な対応を行う。
 - ③ 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。
12. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
- ① 対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況
コンプライアンス担当執行役員がその任に当たっている。
 - ② 外部の専門機関との連携状況
顧問法律事務所と常時相談できる体制を整備している。
 - ③ 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
日常的な営業・業務活動で得られる情報に加え、顧問法律事務所や取引金融機関とのやりとりで得られる情報を含めて、反社会的勢力に関する情報を集中管理し、当社が一切関わることを確認できる体制を整備している。
 - ④ 社内への周知徹底
反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもちたくない旨、定期的開催する全社員参加ミーティングで周知徹底するとともに、相談窓口を設けて、全社員がいつでも相談できる体制を設置している。